

# 西条市公共施設の引き取りに関する要領

平成18年4月1日

(趣旨)

**第1条** この要領は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為等により、西条市内に設置された公共施設を市が引き取る場合の基準、手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領における用語の意義は、法第4条及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開発道路等 法第29条及び法第35条の2の規定に基づき許可を受けた開発行為により開発区域内に設置された道路(以下「開発道路」という。)並びに建築基準法第42条第1項第5号の規定により特定行政庁から位置の指定を受けて設置された道路(以下「位置指定道路」という。)
- (2) 公園等 開発区域内に設置された公園、緑地、広場及びこれらに類するものをいう。
- (3) 水道施設 市が管理する水道施設から水の供給を受けるために開発道路等内に布設された配水管及びこれに接続された給水管等の給水装置をいう。
- (4) 下水道施設 市が管理する処理施設に排水するために開発道路等内に布設された下水道管及び開発道路等より1メートル以内に設置された宅地内公共樹<sup>ます</sup>までの施設をいう。
- (5) 消防水利施設 消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)第2条第2項に定める井戸(以下「打込式消火栓」という。)、防火水槽及び消火栓の内、開発行為等により設置されたものをいう。
- (6) 申請人 開発行為等により設置した公共施設を市に引き渡そうとするものをいう。

(引取りの原則)

**第3条** 市は、申請人からの申出により、次条に規定する引取基準を満たす公共施設を引き取るものとする。

- 2 前項の規定により公共施設を引き取る場合は、寄附採納によるものとする。

(公共施設の引取基準)

**第4条** 公共施設の引取基準は、別表第1のとおりとする。

(公共施設の引取手順)

**第5条** 公共施設の引取手順は、次のとおりとする。

- (1) 事前協議
- (2) 工事着手届
- (3) 工事完了届
- (4) 工事完成検査
- (5) 寄附採納申請
- (6) 受納通知

(事前協議)

**第6条** 申請人は、公共施設を設置しようとするときは、あらかじめ、管理予定者と必要事項について協議し、公共施設管理予定者等との協議経過書(様式第1号。以下「協議経過書」という。)に別表第2に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の協議経過書において、協議項目ごとに満たすべき要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 設計 第4条の引取基準を満たしているものであること。この場合において、消防水利施設の消火栓にあつては、他の関係機関との協議を経たものであること。
- (2) 管理方法 市が管理するまでは、常に良好な状態で申請人が管理するものであること。
- (3) 土地の帰属 公共施設の用に供する土地は、法第36条第3項の公告の日の翌日において、市に帰属するものであること。
- (4) 費用の負担 公共施設の設置及び市の引き取りに要する費用は、申請人が負担するものであること。

3 設置しようとする公共施設が公園等である場合は、協議経過書に市の委託を受けて地元で管理することのできる者(以下「地元管理受託者」という。)を付記し、地元管理受託者届(様式第7号)を提出しなければならない。

4 前項の地元管理受託者は、市の委託を他の者に引き継ぐときは、新たな管理者を市長に報告し、管理の内容を十分に引き継がなければならない。この場合において、新たな管理者は、受託管理同意書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

らない。

(工事着手届)

**第7条** 申請人は、公共施設の設置工事に着手しようとするときは、速やかに公共施設着手届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の公共施設着手届出書には、別表第3に掲げる書類等を添付しなければならない。

(消防水利施設に関する中間検査)

**第8条** 消防水利施設を設置しようとする申請人は、消防水利の状況を消防長に報告し、市長の指名する職員により、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める中間検査を受けなければならない。

(1) 防火水槽(現場打ち) 配筋検査

(2) 防火水槽(二次製品) 配置状況検査

(3) 消火栓 水圧検査(市の上水道担当部署が実施し、消防水利担当者が確認するものとする。)

(4) 打込式消火栓 打込深度検査及び揚水試験

2 第10条第2項及び第3項の規定は、消防水利施設に関する中間検査について準用する。この場合において、「工事完成検査」とあるのは、「消防水利施設に関する中間検査」と読み替えるものとする。

(工事完了届)

**第9条** 申請人は、公共施設の設置工事が完了したときは、速やかに公共施設完了届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の公共施設完了届出書には、出来形に関する別表第4に掲げる書類を添付しなければならない。

(工事完成検査)

**第10条** 申請人は、工事が完了したときは、自ら立会いの上、市長の指名する職員による工事完成検査を受けなければならない。

2 市長は、工事完成検査の結果、不相当と認めた場合は、期限を定めて改修を命ずることができる。この場合において、当該工事に起因する諸問題は、申請人の責任において解決するものとする。

3 前2項に規定する工事完成検査及び工事に要する費用は、申請人の負担とする。

4 第2項の規定により工事を行ったときは再検査を受け、工事後の出来形に関する

別表第4に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

5 工事完成は、公共施設検査済証（様式第4号）をもって完成とする。

（寄附採納申請）

**第11条** 申請人は、公共施設を寄附採納する場合は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時期に寄附採納申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 位置指定道路 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定による公告がされた後

(2) 開発道路、公園等、水道施設、下水道施設及び消防水利施設 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第29条に規定する工事完了届出書の提出時

2 前項の寄附採納申請書には、別表第5に掲げる書類を添付しなければならない。

（寄附採納申請に係る審査等）

**第12条** 市長は、前条の規定により寄附採納申請があった場合は、必要な事項について確認するとともに、寄附採納の諾否について審査を行う。

2 市長は、前項の審査の結果、寄附採納に支障があると認めたときは、申請人に対し、必要な指示を与えるとともに、適切な措置を講ずるよう命ずることができる。

（寄附採納の決定）

**第13条** 市長は、前条第1項の審査の結果、適当と認めたときは、寄附採納するものとする。この場合において、所有権移転等の登記が必要なときは、市長が登記を行うものとする。

（受納通知）

**第14条** 市長は、寄附採納することを決定したときは、申請人に対し、受納通知を行うものとする。

かし  
（瑕疵担保期間）

**第15条** 公共施設の受納後、2年以内に市の責によらない理由により、当該公共施設を改修する必要がある場合は、申請人が責任をもって改修するものとする。

2 前項の改修に必要な費用は、申請人がこれを負担する。

（公共施設の管理）

**第16条** 市長は、公共施設受納から2年経過した日（以下「管理日」という。）以後当該公共施設の管理の全てを行うものとし、公共施設受納から2年の期間については、申請人は、水道施設、下水道施設及び消防水利施設については当該公共施設

の清掃、補修等を、その他の公共施設については維持管理の全てを責任をもって行うものとする。

- 2 申請人は、管理日の2箇月前から2週間前までの期間に検査願いを提出し、自ら立会いの上、市長の指名する職員による公共施設の検査を受けるものとする。
- 3 前項の検査により当該公共施設を改修する必要がある場合は、申請人が責任をもって改修しなければならない。
- 4 前項の改修に係る費用は、申請人の負担とする。

(その他)

**第17条** この要領に定めるもののほか、公共施設の設置及び市の引き取りに関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、施行日以後に第6条に規定する事前協議を行う公共施設から適用する。

別表第1(第4条関係)

公共施設の引取基準

公共施設名	引 取 基 準
開発道路等	<p>(1) 路線の起点又は終点のどちらか一方が、原則として、公道(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路をいう。)に接していること。</p> <p>(2) 路線の配置及び形状は、周辺地域の道路事情を考慮するとともに、道路交通の流れに適合するもので、その機能を十分果たしうるものであること。</p> <p>(3) 開発道路等の路面及び構造物は、道路通行上支障のないものであること。</p> <p>(4) 開発道路等内に占用物件(水道施設、下水道施設及び消防水利施設を除く。)がないこと。</p> <p>(5) 幅員は、4.0m以上であること。</p> <p>(6) 路面舗装(表層4cm以上、路盤10cm以上)がなされていること。</p> <p>(7) 路面排水施設が完備されていること。</p> <p>(8) 開発道路等の敷地と他の敷地の境界が、境界鋸の設置等により明示されていること。</p> <p>(9) 必要に応じて、交通安全施設が設置されていること。</p> <p>(10) 使用材料は、市の承認及び確認検査を受けたものを使用すること。</p> <p>(11) その他、特別に検討を要する事由がある場合は、別途協議すること。</p>
公園等	<p>(1) 1箇所あたり90㎡以上の、概ね整形で平坦な土地(法面緑地でないことをいう。)であること。</p> <p>(2) 公衆用道路に接していること。</p> <p>(3) 隣接地との境界が次のいずれかにより明確であること。 土地の平面図、丈量図、公図、配置図及び隣接地所有者との境界確認書</p> <p>(4) 雨水等を有効に排水する排水施設が設置されていること。</p> <p>(5) 公園については、必要に応じて散水栓が設置されていること。</p> <p>(6) 次のアからウにより安全性が確保されていること。 ア 擁護壁及び石垣等の設置 イ 周辺への防護フェンスの設置 ウ 適切でない構造物や資材の撤去</p> <p>(7) 次のアからウの業務を受託者が無償で行うという条件のもとで、申請者又は地元自治会等と管理委託契約が締結できるものであること。この場合において、公園等に係る電気料金及び水道料金は市が負担し、簡易な修繕等を行うための消耗品等は、受託者の申出により、市が提供するものとする。 ア 日常の維持管理(清掃、除草及び樹木等の管理) イ 遊具、その他施設等の安全点検、適切な使用の指導及び異常の把握 ウ 簡易な修繕及び施設の維持管理(塗装等)における労力の提供</p>

水道施設

- (1) 市の水道施設設計指針に適合する設計であること。
- (2) 水道施設が、市の管理することとなる開発道路等内に布設されたものであること。
- (3) 水道施設は、市が維持管理を行うことが可能な施設であって、盛土部等が耐震性の管であること。
- (4) 水圧不足、水量不足又は漏水等のないものであること。
- (5) 配水管の管径が、給水戸数に対し、適当であること。  
市が指定した耐圧試験に合格したものであること。
- (6) 埋設管の最小土被りは、0.6m以上で道路管理者との協議により決定したものであること。
- (7) 管材は、原則として次表に規定するものが使用されていること。ただし、現場条件等により、一部露出管を採用する場合は、あらかじめ市の承認を得たものであること。

管 径	管 材
20mm～40mm	HIVP、PEP
50mm	HIVP-RR、PEP-EF
75mm以上	DIP、PEP-EF

(注) HIVP : 耐衝撃性硬質塩化ビニル管  
 PEP : ポリエチレンパイプ(水道用1種2層管)  
 RR : ゴム輪継ぎ手  
 PEP-EF : 高密度ポリエチレン管(電気接合)  
 DIP : ダクタイル鋳鉄管(内面塗装・耐震管)

- (8) 仕切弁、空気弁、排泥弁が、必要に応じて設置されていること。また、仕切弁の材質は、管径50mm以上の場合はソフトシール、管径40mm以下の場合は土中埋設用スリース弁(プレーンゲイトバルブ)であること。
- (9) 配水管からの引込みは、管径40mm以上の場合はサドル分水栓、それ未満の場合はHIチーズ等と同等品であること。
- (10) 使用材料は、市の承認、確認検査を受けたものを使用すること。

下水道施設

- (1) 日本下水道協会下水道施設設計指針に適合した設計であること。
- (2) 下水道施設は、漏水及び地下水の浸透のないものであること。
- (3) 管材等の材質は、耐磨耗性及び耐腐食性のものであること。
- (4) 管渠の最小土被りは、原則として1.0m以下としないこと。ただし、最小土被りを確保することが困難な場合は、市との協議の上、決定した土被りを確保したものであること。

	<p>(5) マンホール蓋は、市が指定する鋳鉄製品であること。</p> <p>(6) 汚水枥は、市が指定する蓋を有し、次の規格に適合したものであること。</p> <p>ア 形状 円形</p> <p>イ 大きさ 直径20cm以上</p> <p>ウ 深さ 宅内から排水ができる深さ</p> <p>エ 材質 ポリプロピレン製と同等品以上のもの。ただし、車両荷重等が載荷するところは鉄製の蓋を有するもの</p> <p>(7) 使用材料は、市の承認及び確認検査を受けたものを使用すること。</p>
<p>消防水利施設</p>	<p>(1) 消防水利施設の給水能力及び構造等は、消防水利の基準に適合したものであること。</p> <p>(2) 打込式消火栓は、市が設置している施設と同等以上の構造を有するものであること。</p> <p>(3) 防火水槽は、有蓋で、消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成14年4月1日消防消第69号)第4条に規定する規格に適合するものであること。この場合において、容量40m<sup>3</sup>未満のものにあつては、補水装置が付設されたものであること。</p> <p>(4) 打込式消火栓及び防火水槽のマンホール蓋は、円形(直径63cm)で市が指定する鋳鉄製品を使用したものであること。</p> <p>(5) 消火栓は、地下式消火栓で、関係機関の指導基準に適合するものであること。</p> <p>(6) 消防水利施設からおおむね5m以内の見やすい場所に、市が指定する消防水利標識が設置されていること。</p>

別表第2(第6条関係)

協議経過書に添付する書類

公共施設名	書 類 名
開発道路等	位置図、平面図、公図、縦断面図、横断面図、構造図(排水施設)、丈量図、その他市長が必要と認める書類
公園等	位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図、丈量図、その他市長が必要と認める書類
水道施設	位置図、平面図、横断面図、構造図、地籍図、水理計算書、その他市長が必要と認める書類
下水道施設	位置図、公図、丈量図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図(排水施設)、流量計算書、その他市長が必要と認める書類
消防水利施設	位置図及び平面図(消防水利施設の位置を記入したもの)、縦断面図、横断面図、構造図、丈量図、その他市長が必要と認める書類

別表第3(第7条関係)

公共施設着手届出書に添付する書類等

公共施設名	書 類 名 等
開発道路等	材料使用承認（グレーチング、カーブミラー等）
水道施設	材料使用届（資材メーカーからの仕様書を添付のこと。） *材料立会検査を受検すること。
下水道施設	材料使用届（資材メーカーからの仕様書を添付のこと。） *材料立会検査を受検すること。
公園等施設	材料使用届（資材メーカーからの仕様書を添付のこと。）
消防水利施設	工事工程表及び使用材料の仕様書等添付のこと。

別表第4(第9条、第10条関係)

公共施設完了届出書に添付する書類

公共施設名	書類名
開発道路等	位置図、平面図(1/500)、縦断面図、横断面図、構造図(排水施設)、出来形展開図、地積測量図、写真(工事着手前、工事中及び完成時)
公園等	位置図、平面図(1/500)、縦断面図、横断面図、構造図、丈量図、写真(工事着手前、工事中及び完成時)
水道施設	位置図、平面図、横断面図、縦断面図、構造図、地積図、管割図、分水栓箇所のアフセット又は座標表、出来形展開図、写真(工事着手前、工事中及び完成時)
下水道施設	位置図、出来形図(平面図、縦断面図(管割図を含む。))、横断面図(取付管、汚水桝等)、構造図、展開図)、写真(工事着手前、工事中及び完成時)
消防水利施設	位置図、平面図、写真(工事着手前、工事中及び完成時)

別表第5(第11条関係)

寄附採納申請書に添付する書類

公共施設名	書 類 名
開発道路等	土地寄附申込書(様式第6号)、位置図、平面図、公図、登記承諾書(地積測量図を添付)、登記原因証明情報、印鑑証明書、登記簿謄本、法人名義の場合は法人登記簿、写真(工事着手前、工事中及び完成時)、その他市長が必要と認める書類
公園等	土地寄附申込書(様式第6号)、位置図、平面図、公図、登記承諾書(地積測量図を添付)、印鑑証明書、登記簿謄本、法人名義の場合は法人登記簿、縦断面図、横断面図、構造図、写真(工事着手前、工事中及び完成時)、受託管理同意書、その他市長が必要と認める書類
水道施設	位置図、平面図、横断面図、縦断面図、構造図、管割図、公図、出来形展開図、写真(工事着手前、工事中及び完成時)、その他市長が必要と認める書類
下水道施設	位置図、公図、出来形図(平面図、縦断面図、横断面図、構造図、展開図)、写真(工事着手前、工事中及び完成時)、その他市長が必要と認める書類
消防水利施設	位置図、平面図(消防水利施設の位置を記入したもの)、丈量図、縦断面図、横断面図、構造図、登記簿謄本、写真(工事着手前、工事中及び完成時)、承諾書、その他市長が必要と認める書類

- 注：1 地役権、抵当権等のある土地については、引き取ることができない。
- 2 登記簿上の面積と実測面積とに著しく差異があるときは、書類提出前に更正すること。
- 3 施設ごとの分筆登記終了後に申請書類を提出すること。

## 開発道路等引き取り基準細則

### 1 趣旨

この細則は、西条市公共施設の引き取りに関する要領に基づいて開発道路等を引き取る場合の基準等の補則事項を定めるものとする。

### 2 定義

開発道路等とは、都市計画法第29条及び第35条の2の規定により開発区域内に設置された道路並びに建築基準法第42条第1項第5号の規定により設置された道路を言う。

### 3 補則基準

- (1) 当道路の縦断勾配は原則、0.5%以上とすること。
- (2) 道路内に設置する雨水樹の間隔は、20m以内とする。
- (3) L型側溝は20mに1カ所の集水樹(グレーチング T-14以上・細目・スリップ防止・110度回転タイプ)を設置すること。
- (4) 道路内に設置する側溝水路の蓋は、5mに1カ所のグレーチング(T-14以上・細目・スリップ防止・ボルト固定・ボルトキャップ)を設置すること。また、道路側溝のコンクリート蓋の切り欠き穴は、セーフティーキャップ等を取り付けること。
- (5) 当道路のクランク箇所や接続道路にカーブミラー(補助板 左右確認)を設置すること。また、支柱地際は防食テープ巻き(埋設部から GL 上 10cm まで)とし、コンクリート基礎上面が露出の場合は、テーパー仕上げとし、水切りすること。
- (6) 当道路と接続道路付近に雨水が滞留するおそれがある場合は、横断水路を設置すること。蓋については、グレーチング(T-14以上・細目・スリップ防止・ボルト固定)を設置すること。
- (7) 当道路と接続道路付近(当道路内)に停止線を設置すること。
- (8) 当道路の幅員については、スムーズな離合ができるよう交通量に応じて適切な幅員とすること。
- (9) ガードパイプ・フェンスの塗装色は、原則、景観色(ベージュ)とする。
- (10) 上記が補則基準であるが、その他必要事項については、別途協議する。

### 4 附則

- (1) この細則は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (2) この細則の規定は、施行日以後に事前協議を行う公共施設から適用する。

公共施設管理予定者との協議経過書の協議結果(条件)その他の欄には、下記の事を明示すること。

- ・西条市公共施設の引き取りに関する要領第 16 条により定められた期間に申し出で市の検査を受けること。
- ・道路敷地内に電柱、その他の構造物は設置しないこと。特に、L型側溝上に宅地乗り入れ用の鉄板等は設置しないこと。
- ・寄付採納後、道路構造物を触る場合は、市建設道路課と協議すること。